

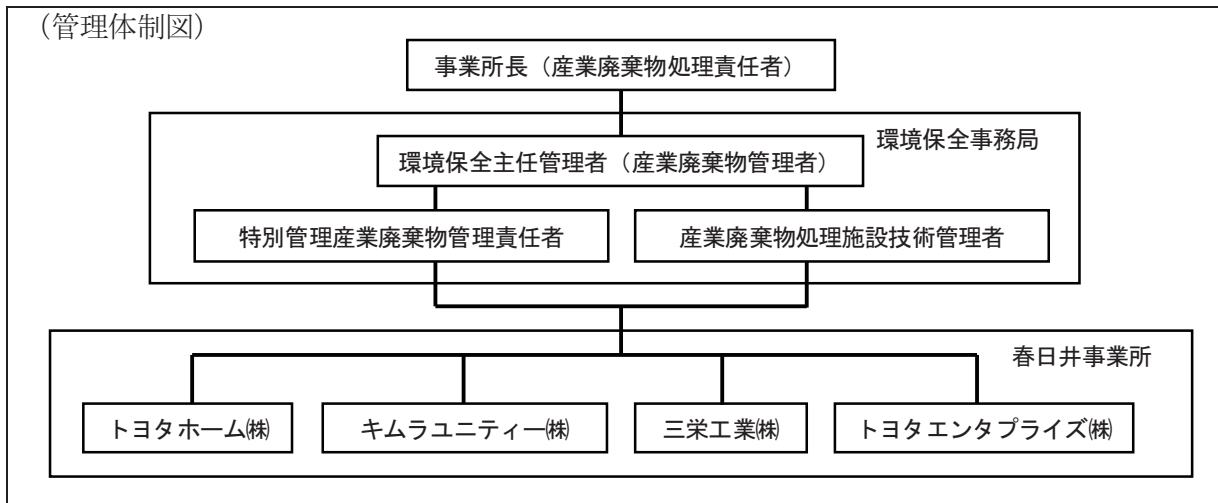
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成24年 6月26日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住所 愛知県春日井市神屋町引沢1	
氏名 トヨタホーム株式会社	
春日井事業所長 久川 育央	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0568-88-0909	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	トヨタホーム株式会社 春日井事業所
事業場の所在地	愛知県春日井市神屋町引沢1番地
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	24 金属製品製造業(住宅製造業)
②事業の規模	製造品出荷額 2,998,669万円
③従業員数	580人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	排出量	別紙2のとおり t	— t
	(これまでに実施した取組) ・ 納入部材の梱包材低減 ・ 汚泥の含水率低減 ・ 加工不良の撲滅 ・ 加工時の歩留り向上		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	排出量	別紙2のとおり t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・ 石こうボード納入時の養生材リターナブル化		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃棄物は約60種類に細かく分別し、種類毎に置場番号を設定して分別管理している。別添①
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 現状の種類、方法にて分別管理していく。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	— t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・特に予定していない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	— t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・減量、熱回収等の中間処理については、委託処理により実施していく。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	— t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙2のとおり t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・特に予定していない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	全処理委託量	別紙2のとおり t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙2のとおり t	— t
	再生利用業者への処理委託量	別紙2のとおり t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙2のとおり t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙2のとおり t	— t
	(これまでに実施した取組) ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減をはかる		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	—
	全処理委託量	別紙2のとおり t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙2のとおり t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙2のとおり t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙2のとおり t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙2のとおり t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者への選定を考慮する。 ・委託先処理業者への実地確認を定期的実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書 別紙1

平成 24年 6月26日

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の一連の処理の工程
汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・再生処理業者に委託してセメント原料として再資源化
廃油	<ul style="list-style-type: none"> ・再生処理業者に委託してエマルジョン燃料として再資源化 ・中間処理業者に委託して焼却
廃酸	<ul style="list-style-type: none"> ・再生処理業者に委託してセメント原料として再資源化
廃アルカリ	<ul style="list-style-type: none"> ・再生処理業者に委託してセメント原料として再資源化
廃プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ・再生処理業者に委託してセメント製造燃料及び材料として再資源化 ・中間処理業者に委託して焼却
木くず	<ul style="list-style-type: none"> ・再生処理業者に委託して製紙用原料として再資源化
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> ・再生処理業者に委託して金属原料として再資源化
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	<ul style="list-style-type: none"> ・再生処理業者に委託して石こうボード原料及びセメント原料として再資源化

作成:2010年9月1日
 改訂:2012年1月6日
 春日井事業所 環境保全事務局

主任管理者	事務局
-------	-----

JEM-12-072[別表2]

春日井事業所「社外排出物 分別・置場搬入ルール」一覧

置場	置場No.	分別名称	種類	捨てられる物	捨てられない物	順守事項(必ず守って下さい)
資	01	廃蛍光灯(40W)	産廃	・40Wクラスの蛍光灯(長さ1m程度)	・割れた蛍光灯	・割れた物は入れない事
	02	廃蛍光灯(110W)	産廃	・110Wクラスの蛍光灯(長さ2m程度)	・割れた蛍光灯	・割れた物は入れない事
	03	廃蛍光灯(割れた物)	産廃	・割れていない蛍光灯 ・丸型等の棒状以外の蛍光灯	・割れていない蛍光灯 ・蛍光灯以外の照明器具用電球類	・割れた物は破片を飛び散らさないように注意する
	04	空きビン	有価	・飲料・食品用ガラス製ビン	・飲料、食品用以外のガラス製ビン(薬品用ガラス製ビン等)	・王冠、フタ等を外しパレットに入れる ※金属製は鉄くずへ、プラスチック製は廃プラへ捨てる
	05	ガラスくず	産廃	・板ガラス ・ガラス製の器具類、薬品用ビン	・飲料・食品用ガラス製ビン・蛍光灯 ・陶磁器類(瓦、タイル、洗面台等) ・太陽光パネル ※廃棄前には確認	・割れた物は破片を飛び散らさないように注意する ・太陽光パネルの廃棄方法は必ず事前に環境保全事務局に連絡して確認する事
	06	鉄くず	有価	・鉄、ステンレス製の物(加工端材、ボルト、ビス、釘等)	・鉄、ステンレス製以外の物(アルミ、銅、プラスチック等)	・パレットに入らない物は鉄くず(長尺物)へ置く ・パレット4段積みまでとする
	07	ペール缶	有価	・塗料、油等の使用済みペール缶	・乾いていない塗料等が残っている物	・缶に残った塗料等は乾燥させてから廃棄する事
	08	菓子缶	有価	・金属製の食品用缶類	・缶ジュース等の飲料用缶類	・中身が残ったまま捨てない事
	09	スプレー缶	有価	・使用済みスプレー缶 ・使用済みプライマー缶	・穴を開けていない物 ・缶の中の残っている物	・スプレー缶は穴を開け、中身を出して廃棄する事 ・プライマー缶に残った液は乾燥させてから廃棄する事
	10	18L缶	有価	・塗料、油脂等の18L缶	・中身が残っている物	・缶に残った中身(塗料等)は乾燥させてから廃棄する事
源	11	ジュース缶	一般	・缶ジュース等の飲料用缶類(アルミ缶、スチール缶)	・中身が残っている物	・中身が残ったまま捨てない事
	12	紙コップ	一般	・紙製のコップ	・紙以外のコップ(プラスチック等)	・中身が残ったまま捨てない事
	13	ペットボトル	一般	・飲料用のペットボトル	・中身が残っている物 ・タバコの吸殻等が入った物	・中身が残ったまま捨てない事
	14	細かい木くず	産廃	・小さな木片、木の切り屑、削りかす	・木以外の物(金属、プラスチック等)	・木くず以外は入れない事
	15	焼却くず	一般	・お菓子の袋類、飲料用紙パック等 ・タバコの吸殻	・工程から出た物(梱包材、端材等) ・コンビニ弁当の容器(個人持ち帰り)	・工程から出る生産に係る物は捨てない事(梱包材、端材等) ・パレットへ入れた後は必ずカラス避けネットを掛ける
	16	再生古紙	有価	・再生可能な紙類(ホッチキス留めはOK)	・両面テープ、接着剤等の付着した紙 ・紙以外の物(ビニール等)	・再生可能な紙類以外(ビニール等)の混入厳禁
	17	MDF	産廃	・MDF	・木、プラスチック、金属類	・置場の専用パレットに入れる
	18	トコディネット端材(再生品)	産廃	※トコディネット端材(再生品)を塩ビくずとして捨てるよう分別ルールを変更	※【置場No.18 トコディネット端材(再生品)】は廃止	※トコディネット材は全て【置場No.39 塩ビくず】として捨てて下さい
	19	バッテリー(車両、設備用)	有価	・車両、設備用バッテリー(無人車、ドスタ、電動台車等)	・電動工具、PHS用等のバッテリー ・バッテリー以外の金属、電線類	・他の金属類の混入厳禁(通電による火災防止の為)
	20	乾電池	産廃	・乾電池(マンガン、アルカリ等)	・乾電池以外の金属、電線類	・他の金属類の混入厳禁(通電による火災防止の為)
リ	21	有芯電線	産廃	・銅線(芯線)のある電線類 ・銅製の物(溶接用チップ等)	・ビニール被覆のみの電線 ・銅製以外の物(針金等)	・ビニール被覆のみの電線は不可(廃プラで捨てる事)
	22	マグネット(磁石)	産廃	・磁石、ゴム磁石	・磁石以外の物	・磁石以外の物は捨てない事
	23	砥石	産廃	・砥石、回転砥石、紙やすり	・砥石、紙やすり以外の物	・砥石、紙やすり以外の物は捨てない事
	24	備品(プラスチック系)	産廃	・設備の部品類(主にプラスチック)	・設備の部品類以外の物	・分別できる物は分別して捨てる事
	25	備品(金属系)	産廃	・設備の部品類(主に金属)	・設備の部品類以外の物	・分別できる物は分別して捨てる事
	26	石膏粉・おが粉	産廃	・石膏粉、おが粉(集塵機等から出た粉末状の物)	・破片等の大きな粒状の物 ・石膏粉、おが粉以外の物(ビニール、金属等)	・フレコンバッグに入れて置場に搬入し奥から順番に並べて置く事 ・フレコンバッグ以外の容器で搬入した場合は、置場に設置してあるフレコンバッグに入れる事
	27	廃プラ(硬質プラスチック類)	産廃	・プラスチック等の樹脂製の物 ・ゴム、ホース類(定型シール、エアホース等) ・分別が困難な物(安全靴等)	・接着剤等の容器類 ・塩ビ、トコディネット端材 ・乾いていない塗料等が付着した物 ・金属類	・長い物は1m以下に切断する事 ・塗料が付着した物は必ず乾燥させてから捨てる事
	28	外壁くず	産廃	・外壁の破砕くず	・破砕されていない外壁 ・外壁くず以外の物	・チップ状に破砕してからパレットに入れる事
	29	外壁塗料かす	産廃	・外壁塗料のかす	・外壁塗料のかす以外の物	・外壁塗料のかす以外の物は捨てない事
	サ	30	おが粉	産廃	※今までおが粉として分別していたものも石膏粉・おが粉として捨てるよう分別ルールを変更	※【置場No.30 おが粉】は廃止
31		圧縮廃ビニール(圧縮済み)	有価	・圧縮されたビニールのみ	・圧縮されていないビニール	・再生可能なビニール以外は入れない事
32		グラスウール	産廃	・グラスウール製品	・グラスウール以外の物	・グラスウールだけを専用袋(フレコンバック)に入れる
33		ED塗料かす	産廃	・電着塗料のかす	・電着塗料のかす以外の物	・ビニール袋に入れる事(液漏れ厳禁)
34		接着剤(プラスチック容器)	産廃	・POSシールのプラスチック製容器	・アルミ、金属製の接着剤チューブ ・POSシールの紙製ケース ・接着剤、ポンド等のビニール袋	・POSシールのプラスチック製容器以外は入れない事
35		接着剤(金属、ビニール容器)	産廃	・アルミ、金属製の接着剤チューブ ・POSシールの紙製ケース ・接着剤、ポンド等のビニール袋	・POSシールのプラスチック製容器 ・接着剤の容器以外のもの	・POSシールのプラスチック製容器は別のパレットへ入れる事
36		特殊テープ剥し紙	産廃	・POSシール、接着剤、ペンキ等が付着したテープ、紙、ビニール等	・乾いていない塗料が付着した物	・乾いていない塗料が付着した物は不可(必ず乾燥させてから廃棄)
37		床清掃かす	産廃	・床、設備清掃時の混ざって分別できない細かな物(粉状の金属、木、石膏等)	・分別可能な大きさの物(手で拾えるサイズ)	・ビニール袋が破れて中身がこぼれないように注意する
38		廃ウエス、軍手	産廃	・ウエス、軍手等の布、皮製の物(塗料付でも乾いていれば廃棄可)	・有機溶剤、油、乾いてない塗料等が付着した物	・有機溶剤、油、乾いてない塗料等が付着した物は不可(必ず乾燥させてから廃棄)
39		塩ビくず	産廃	・塩化ビニール製の物(塩ビパイプ等) ・トコディネット端材(全て) ・ユニット用防水シート	・塩ビ、トコディネット端材以外のプラスチック製の物	・長いものは1m以内に切断して紐、テープ等で束ねる ・塩ビ、トコディネット端材以外は不可 ・ユニット用防水シートはたんで紐等でしばる
イ	40	焼却廃ビニール	産廃	・ビニール、ナイロン類(PPバンド等) ・発泡樹脂製の梱包材、断熱材 ・再生できない紙類	・塩ビくず・接着剤等の容器類 ・硬質プラスチック類 ・再生可能な紙類	・大きな物は切断してビニール袋に入れる ・金具類は取る
	41	圧縮廃ビニール	有価	・ビニールのみ	・接着剤、テープ等が付着した物 ・汚れのひどい物	・再生可能なビニール以外は入れない事
	42	ダンボール	有価	・再生可能なダンボール類(ホッチキス、少量のテープ付着等は可)	・塗料の付着等著しく汚れた物(大量の付着テープ類は剥して分別)	・小さい物はダンボール箱に入れる ・大きい物は折りたたみ、出来るだけ奥につめる
	43	木くず	産廃	・木、合板、パーティ類	・プラスチック等が接着された物(それぞれ分別して廃棄)	・木くず以外は入れない事
	44	台車車輪	有価	・手押し台車等の車輪	・車両用のタイヤ(無人車、リフト等)	・台車以外の車輪は捨てない事
	45	アルミくず	有価	・アルミ製の物(アルミサッシ等)	・アルミ以外の物(鉄、プラスチック等)	・長い物はパレットに入るサイズ(2m以内)に切断する事
	46	鉄くず(長尺物)	有価	・鉄、ステンレス製の大きな物(パレットに入らない物)	・鉄、ステンレス製以外の物(アルミ、銅、プラスチック等)	・棚に整理して置く (地面に置く場合は番木を敷き、崩れないように積む)
	47	バッテリー(電動工具、PHS用)	産廃	・電動工具、社内PHS用バッテリー(電動ドライバー、インパクトレンチ等)	・車両、設備用等のバッテリー ・バッテリー以外の金属、電線類	・他の金属類の混入厳禁(通電による火災防止の為)
	48	陶磁器類	産廃	・陶器、磁器製の物(瓦、タイル、洗面台等)	・陶器、磁器製以外の物(ガラス類、コンクリート、石・土砂等)	・割れた物は破片を飛び散らさないように注意する
	49	電球・水銀灯	産廃	・蛍光灯以外の照明器具用電球類(白熱灯、水銀灯、ハロゲンランプ等)	・蛍光灯(棒状、丸型等) ・照明用電球類以外のガラス類	・割れた物は破片を飛び散らさないように注意する
ク	50	木くず(石膏付)	産廃	・木材やパーティに石膏が接着されていて分別が困難な部分のみ	・石膏の付いた木材やパーティ以外のもの(釘や金具等は分別して廃棄)	・可能な限り木材と石膏に分別し、接着されている部分のみ捨てる ・捨てる前に必ず環境保全事務局に連絡して許可を得る事

分別・搬入ルールが不明な場合は環境保全事務局へお問合せ下さい <問合せ先> 製造部 春日井事業所 技術G (内線:9332)、(内線:9373)

置場	置場 No.	分別名称	種類	捨てられる物	捨てられない物	順守事項(必ず守って下さい)
塗料庫	60	廃油	産廃	・油脂類(設備の潤滑油等)	・引火点70℃以下の可燃性液体(シンナー、ガソリン、軽油、灯油等)	・指定されたドラム缶に入れ、漏洩しないようにする事 ・火気厳禁
	61	溶剤付きウエス	産廃	・引火性の液体が付着した布類(溶剤、油等を拭き取ったウエス等)	・溶剤、油等の付着していない布類(廃ウエス、軍手として処分)	・ビニール袋に入れて搬入し、指定されたドラム缶に入れる事 ・火気厳禁
	62	廃シンナー【引火性廃油】	特管	・引火性の液体(溶剤系塗料、シンナー)	・酸性、アルカリ性の液体(薬品類) ・ガソリン等の燃料油(事務局へ連絡)	・指定されたドラム缶に入れ、漏洩しないようにする事 ・火気厳禁
CG受入 上量内 O2 テント	70	石こうボード(リサイクル品)	産廃	・石こうボードの加工端材 ・加不等の破損品	・石こう以外の物(木くず、金属類、プラスチック等)	・大きな物は、崩れないように重ねて紙紐で束ねる ・小さな物は、置場の横に設置された袋に入れる
	80	皮手袋 再生品(溶接用)	—	・溶接用の皮製手袋(破れ、穴明きの無い物)	・破れ、穴の明いた皮製手袋 ・溶接用皮製手袋以外の物	・ビニール袋に入れて北第5テント(O2部品受入テント)内の専用パレット内に入れる
化成セツ リタンク	81	ボンデかす	産廃	・化成セツリング時のろ液の汚泥	・その他の汚泥	・漏洩しないよう、取り扱いに注意する事
	90	木工ボンド廃液	—	・木工ボンドの洗浄廃液、原液(木工ボンド塗布機洗浄等)	・その他の排水、廃液類(事前に確認が必要)	・搬入前に必ず原動力室(内線:9337)へ連絡し指示に従う事
原動力 排水 処理場	91	総合排水処理汚泥	産廃	・排水処理場の脱水汚泥	・その他の汚泥	・漏洩しないよう、取り扱いに注意する事
	92	総合排水処理汚泥	産廃	・排水処理場の脱水汚泥	・その他の汚泥	・漏洩しないよう、取り扱いに注意する事
	94	水溶性塗料かす	産廃	・外壁塗装廃液の脱水かす	・その他の汚泥	・漏洩しないよう、取り扱いに注意する事
	95	水溶性塗料かす	産廃	・外壁塗装廃液の脱水かす	・その他の汚泥	・漏洩しないよう、取り扱いに注意する事
	96	硝酸廃液【腐食性廃液】	特管	・設備等洗浄時の酸性廃液(pH2.0以下)	・その他の廃液(pH2.0以上)	・ドラム缶に入れ、バンドで蓋を固定して漏洩しないようにする事 ・廃液の取り扱いに注意し、素手等で直接触れない事
TSH棟	100	感染性廃棄物【感染性廃棄物】	特管	・血液等の体液や感染性病原体が付着もしくは含まれている恐れがあるもの	・薬品等の液体類	・素手で直接触れないようにし、専用の容器に入れて保管する等、取り扱いに注意する事
【注意】	会社で捨てられないもの ※各個人で持ち帰って処分			・ライター等の発火性危険ゴミ ・コンビニ弁当の容器類 ・仕入先のカタログ・サンプル類(原則仕入先に返却)	・会社、組合等の配布物 ・新聞、雑誌類 ・その他個人で持ち込んだ物	

分別・搬入ルールが不明な場合は環境保全事務局へお問合せ下さい <問合せ先> 製造部 春日井事業所 技術G (内線:9332)、(内線:9373)

<改訂履歴>

No.	年月日	内容
①	2011年4月1日	◆No.17 MDFを『有価』から『産廃』に変更 ◆No.34 接着剤ビニールチューブを接着剤(プラスチック容器)に変更 ◆No.35 接着剤アルミチューブを接着剤(金属、ビニール容器)に変更 ◆No.49 電球・水銀灯『産廃』を置場に追加 ◆No.50 木くず(石膏付)『産廃』を置場に追加
②	2011年5月6日	◆No.18 トコーディネート端材(再生品)を廃止 今後、トコーディネート材は全て【置場No.39 塩ビくず】として捨てるよう変更
③	2011年10月13日	◆No.26 石膏粉・おが粉の容器を鉄製パレットからフレコンバッグに変更
④	2012年1月6日	◆No.29 塗料かすの名称を外壁塗料かすに変更 ◆No.30 おが粉の置場を廃止、今後はNo.26 石膏粉おが粉として廃棄するよう変更